

1 はじめに

民法改正によって債権譲渡分野では、①譲渡制限特約付債権の取扱い、②将来債権譲渡、③債権譲渡の対抗要件、④債権譲渡と相殺について新たな規定が設けられました。

2 譲渡制限特約付債権の取扱い

(1) 改正民法の条文

(債権の譲渡性)

第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第466条の2 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

第466条の3 前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

第466条の4 第466条第3項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

2 （略）

（預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力）

第466条の5 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

（2）改正前民法における取扱い

改正前民法においては、当事者が債権譲渡を禁止又は制限する旨の特約をした債権（以下、この当事者が債権譲渡を禁止又は制限する特約を付した債権のことを「譲渡制限特約付債権」といいます。）については、譲渡制限特約によって、債権の譲渡性は失われ、それに反する譲渡は無効となり、債権の譲渡人・譲受人間でも債権譲渡の効力が生じないこととされていました。しかしながら、そのような譲渡制限特約について、善意ないし重過失のない第三者との関係では、譲渡制限特約の効力を主張できず、債権譲渡は有効となります。

改正民法においても、預貯金債権については、この枠組みが維持されています（改正民法466条の5）。

(3) 改正民法における取扱い

ア 譲渡制限の効果

これに対し、改正民法においては、譲渡制限特約付債権であっても、譲受人の主観にかかわらず債権譲渡は有効であり、常に譲受人が債権者となり、譲渡人は債権者ではなくなることとなります（改正民法 466 条 2 項）。

他方で、譲渡制限特約にかかわらず債権譲渡は有効であるとしても、特約を付した債務者の利益（弁済先固定の利益）を考慮する必要があります。そこで、改正民法においては、譲渡制限特約を付した債務者の利益を保護するため、譲渡制限特約が付されていることについて悪意である第三者又は譲渡制限特約が付されていることを重過失により知らなかった第三者（譲受人）に対して、①債務者は譲渡制限特約を主張して履行を拒絶することができること、②債務者は譲渡人に対する弁済、相殺その他の債権消滅事由をもって対抗することができること、③その前提として、悪意・重過失の相手方との関係では、2 項によって「債権者」ではなくなった譲渡人に対する弁済・相殺等が有効であることが定められました（改正民法 466 条 3 項）。なお、譲渡制限特約により差押禁止財産を作り出すことはできないので、これらは、差押債権者に対しては、主張することができません（改正民法 466 条の 4 第 1 項、改正民法 466 条の 5 第 2 項）。

以上のような規定となっているため、譲渡制限特約について悪意重過失の譲受人に債権が譲渡された場合、債務者は、譲受人に対し、譲渡制限特約を主張して債務の履行を拒絶することができます。他方で、譲渡人はすでに債権者ではないため、債務者は譲渡人からの履行請求も拒むことができます。そこで、このようなデットロック状態を解消するために、改正民法 466 条 4 項は、①債務者が債務を履行しない場合に、②悪意・重過失の譲受人が、債務者に対し、相当の期間を定めて「譲渡人に履行するように」との催告をしたにもかかわらず、債務者がその期間内に履行をしないときは、債務者はもはや譲渡制限特約をもって悪意・重過失の譲受人からの履行請求を拒むことはできない、としました。

以上の改正により、譲渡制限特約付債権の譲受人は、たとえ譲渡制限特約について悪意・重過失であっても、催告の手続きを踏むことで、譲渡人に払われた金銭をただちに回収する手法等で、債権回収が可能となります。

イ 債務者の供託（改正民法 466 条の 2、改正民法 466 条の 3）

譲渡制限特約付債権の譲渡があった場合、譲受人の主観にかかわらず債権が譲受人

に移転しますが、債務者が、弁済の相手方の判断に迷う事態が生じ得ることから、譲渡制限特約付債権の譲渡があった場合に供託できるとする規定が置かれました。また、改正民法 466 条の 2 第 3 項により、供託金還付請求権を有するのが常に譲受人に限られるという点で改正前民法と異なります。その結果、譲渡人の債権者は、供託金還付請求権を差し押さえることができなくなります。

また、譲渡人に破産手続の開始決定があったとき、譲受人は、債務者に供託を請求することができます（改正民法 466 条の 3）。これによって、譲受人は、破産手続外で債権全額の回収を行うことができます。

3 将来債権譲渡について

(1) 改正民法の条文

(将来債権の譲渡性)

第 466 の 6 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

3 (略)

(2) 将来債権の譲渡性

改正前民法は、債権譲渡時に発生していない債権（将来債権）の譲渡の可否に関する規定を置いていませんでしたが、判例上、将来債権譲渡も可能とされてきました。

改正民法では、そのことが明文化されました。

4 債権譲渡と対抗要件

(1) 改正民法の条文

(債権の譲渡の対抗要件)

第 467 条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 (略)

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第468条 債務者は、対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

2 (略)

(2) 「異議をとどめない承諾」の廃止

改正前民法においては、債務者が異議をとどめない承諾をした場合には、それまで債務者が譲渡人に対して主張できた抗弁を主張できなくなるとの規定になっていましたが、当該制度が廃止されました。改正民法のもとでは、異議をとどめない承諾をしただけでは抗弁の喪失という効力は生じず、債務者が明確に抗弁を放棄する旨の意思表示をしない限り、債権の譲受人は抗弁による対抗を受けることになります。

5 債権譲渡と相殺

(1) 改正後の条文

(債権の譲渡における相殺権)

第469条 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

3 第466条第4項の場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(2) 相殺できる場合の明確化

債務者は、債権の譲渡があった場合に、①債務者対抗要件具備時より前に債務者が

取得した債権、②債務者対抗要件具備時より前の原因に基づいて債務者が取得した債権、③譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権については、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる整理されました。たとえば、請負人Aの将来の請負報酬債権が譲受人Bに対して譲渡された後に、Aと注文主Cとの間で請負契約が締結され、この契約における目的物の瑕疵を理由とするCからAに対する修補に代わる損害賠償請求権が発生したとすると、上記③に該当する整理できるため、CはBに対して、診療報酬債権について損害賠償請求権との相殺を主張できることとなります。

なお、改正民法 469 条 3 項では、譲渡制限特約を悪意重過失の譲受人に対抗できない場合の改正民法 466 条 4 項、譲渡人について破産手続開始決定があった場合の債務者に対する供託請求に関する改正民法 466 条の 3 における相殺権につき、譲受人に対し相殺による対抗が可能な基準時が定められています。